



昭和27年1月11日
第三種郵便物認可第782号
令和2年12月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州

社会福祉 HERO'S vol.08

SNSなどのICTの活用を進める
保育分野の取組から

詳しくは巻末をご覧ください。



特集

総合的な権利擁護体制の構築を目指して
～身寄りなき時代 家族機能に代わる社会保証のあり方を考える～

No.

782

2021 1月号

総合的な権利擁護体制の構築を 目指して

～身寄りなき時代 家族機能に代わる社会保証のあり方を考える～



12月15日、会場とオンラインをあわせて150名以上の方が参加して、「総合的な権利擁護セミナー」が開催されました。セミナーでは、身寄りのないことで生じる様々な課題をとらえ、総合的な権利擁護の視点から、福祉や医療関係者などの今後の取組やこれからの社会のあり方について考えました。

「身寄り」問題とは



芝田氏

今回のゲスト
で、3か年度にわたり厚生労働省からの委託事業として「身寄り」の問題に関する調査研究を行っているNPO法人つながる鹿児島理事長・芝田淳氏は、「生老病死の過程の様々な場面、人は自分のことを自分

で行うことができなくなりますが、その際には「家族による支援」があたり前とされている。身寄りのない人※は、家族による支援を受けられず、また連帯保証人を確保することができず、居住・医療・介護といった命と暮らしにかかわる重要な場面で排除されている現状があります」と指摘します。

※「身寄り」のない人

家族・親族がおらず、または、いても交流がない、遠方にいる、関係性の問題等のため「家族による支援」を受けられない人。

〔引用「身寄り」のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書〕

「身寄り」の背景

今の日本は、生まれるとき、病気がけがをしたとき、老いたとき、亡くなったときなど、自らのことを自らで行えなくなった際は、その助けを担う家族がいることを前提として社会のシステムが運営されているといっても過

言ではありません。また支払いの滞納リスクや緊急時の対応のため、入居・入院時等に貸主や施設・病院が「連帯保証」やいわゆる「身元引受」を求めるといった慣習もあります。

今後、日本の社会は、核家族化の進展にともない、単身高齢世帯の増加、地縁、血縁が希薄化し、身寄りがなく社会的に孤立した人が増えていくことが想定されます。このように「身寄り」のないことに関する課題は拡大、深刻化することは明らかで、個々の課題が社会的課題としてクローズアップされてきています。

身寄りのない人を取り 巻く様々な社会課題について

本セミナーは3つのセッションに分けて行いましたが、セッション1では、芝田氏より調査研究から見えてきた身寄りなき時代における課題を次のとおり整理、報告いただきました。

連帯保証（施設入所時、賃貸住宅確保時）
医療同意（医療に関する意思決定）
金銭管理（成年後見等の制度につながる前）
死後対応

死後対応に関してトーク参加者の伊那市役所福祉相談課の小松氏からは、「伊那市ではマニュアルはありません



宮下氏

小松氏

が、身寄りのない方の火葬、お骨拾い等の対応をしたケースが昨年度1件、本年度1件ありました。その際に本人の意思が反映されていたかは分かりません」といった報告がありました。また連帯保証について諏訪貸家アパートセンターの宮下氏から「保証会社の審査でも緊急連絡先が必要となります。これは建物内で倒れていた時等に勝手に入れるわけにはいかないからです。どうしても連絡が取れない場合は警察立ち合いの元、入室しますが、市町村が緊急連絡先になる等の支援があればと考えます」との発言がありました。

こうしたことはもともと家族等が担ってきたことですが、芝田氏より「昔は大家族でした。今は家族が極小化しています。これまで家族だから当たり前と思われてきたことを、当たり前前に求めてしまうことで、家族は荷物を載せすぎた箱舟”のようになっていっているのではないかと思います」との指摘がなされました。

身寄り問題へのアプローチ

セッション2では、具体的なアプローチ方法について討議が行われました。



唐木氏

岡村氏

佐藤氏

新潟県魚沼市で令和2年11月に「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」が作成されましたが、その中心となった魚沼市社協の佐藤氏は、「行政、医療、福祉、法律など様々な立場の人たちが連携して身寄りの課題への対応ガイドラインを作成しました。これは単なるマニュアルではなく、家族との関係をとらえなおし、当事者の仲間づくりを通して地域全体で身寄りのない人を支援していくというメッセージが込められています」と話されました。

トーク参加者の松本市医師会の岡村氏は「リビングウイル(生前の意思)を尊重するためにはACP(アドバンス・ケア・プランニング…人生会議)を通して、人生の最終段階に向かうにあたりチームで話し合う取り組みを進めていきます。これは必要項目を埋めることが目的ではなく、主治医や支援者との話し合いを通して、自らの意思が表明できなくなったときに、チームでその人の意思を考える仕組みづくりを目的に

しています」と話されました。また南箕輪村社協の唐木氏は、「身寄りのない方のエンディングに関する研究会を実施し、関係者でこの課題を共有し、社協としては日常生活自立支援事業や法人後見の受任、任意後見や死後事務委任など様々な事業に取り組み、関係機関と役割分担しながら、その人を支援する仕組みづくりを考えています」と話されました。

身寄りなき時代、社会のあり方を考える

ここでは、まずは関係機関が課題共有や研究、協議できる場をつくり、さらに各地域におけるガイドライン作成や、各組織におけるマニュアルの作成の必要性を確認しました。

最後のセッション3では、これまでのセッションを踏まえて、身寄りのないことがスタンダードとなった社会にむけては、家族機能に代わる「社会保証」の考え方を深め、一方で身寄りのない当事者へのエンパワメントや当事者同士がつながり続ける仕組みづくりについて討議を行いました。

また、権利擁護の観点から身寄りの課題をとらえていくことの重要性、そして身寄りの問題は自分の問題であるとの認識に立つべきことを確認しました。

権利擁護の視点から身寄りの課題をとらえる

芝田氏よりセッションのまとめとして「社会保障」は国の制度を中心とした権利擁護のシステムですが、このセミナーでは「社会保証」という新しい概念をテーマにしています。これまで多くを担ってきた「家族機能」に代わり、行政や社協などの関係機関、地域住民や当事者自身がそれぞれに主体的に考え、役割を担い、地域の誰かを支えていく、つまり「保証」していく、それが「社会保証」なのかなと感じました。誰かの「保証」なんてひとりではできません。誰かに押し付けるのではなく、この課題を我が事としてとらえ、みんなで取り組むことが重要です」との発言がありました。これからは地域全体として身寄りに関する課題を直視し、解決に向けて行動する主体性を持つことが求められているのではないのでしょうか。

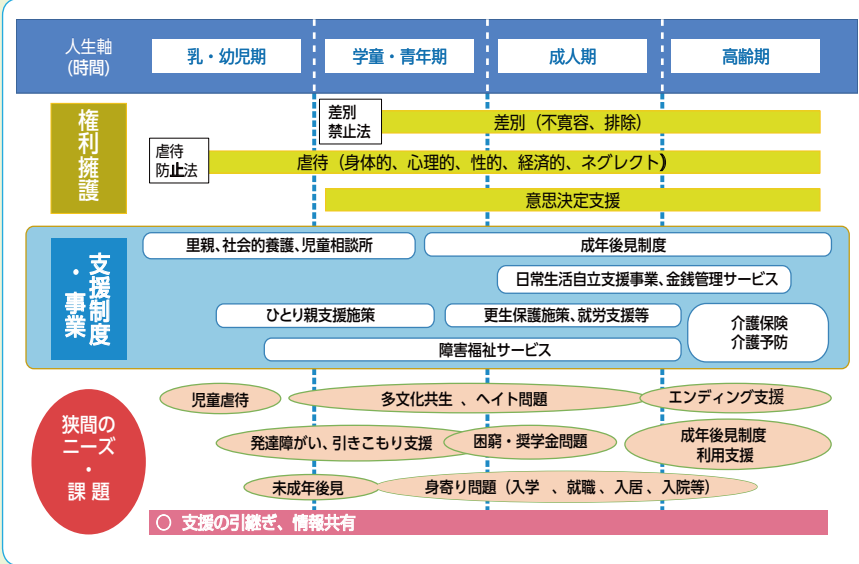
- ゲスト
 - ・芝田 淳 氏 (NPO法人つながる鹿児島)
 - ・佐藤 直樹 氏 (魚沼市社会福祉協議会)
- トークセッション参加者
 - ・小松 真樹 氏 (伊那市役所)
 - ・和田 健太郎 氏 (長野市地域包括支援センター)
 - ・友野 民望 氏 (上小圏域成年後見支援センター)
 - ・唐木 雅彦 氏 (南箕輪村社会福祉協議会)
 - ・宇野 耕太郎 氏 (ほっとらいふ相談室桃の郷)
 - ・岡村 律子 氏 (松本市医師会)
 - ・宮下 豊 氏 (株式会社諏訪貸家アパートセンター)

II 「ともに創る」を実践する

⑤ ライフステージに沿った総合的な権利擁護体制づくり

●誕生から終末期を迎えるまでの総合的な権利擁護体制の構築を目指します

■ 取組イメージ



高齢や障がいなどにより自分の意思を表明することが困難な方々の権利を守り、意思決定を支援し、社

会全体で支え合う仕組みづくりのため、日常生活自立支援事業や成年後見制度、任意後見や遺言など様々な制度を活用し、権利擁護の関係機関・団体と連携しながら、誕生から終末期を迎えるまでのライフステージに沿った総合的な権利擁護体制づくりを目指します。



りんご通信

令和元年東日本台風災害 復興の取組



長野復興ちゃんねるにて被災地から情報を発信中

復興おもいで“おかえし”プロジェクト (千曲川広域支援サテライト)

令和元年東日本台風災害によってたくさんの写真が被災してしまいました。これまで、NPO団体により被災した写真を洗浄する活動が長野市内で実施されてきました。令和2年11月からは、このNPO団体と、長野市内や近隣の社会福祉法人との協働事業となり、福祉事業所の利用者の活動も加わる形としてリニューアルして展開されています。

この取組に参加した長野市内のエコーンファミリー（社会福祉法人花工房福祉会）では、事業所の利用者やスタッフが、事前に写真洗浄の研修を受けながら活動を開始しました。利用者の皆さんは、手先が器用な方が多く真剣な表情で作業に取り組みます。まだ参加は1事業所となっていますが、今後は多くの福祉事業所の参加を得ながら協働の輪を広げていきたいと考えています。



大学生が写真洗浄の技術を熟練のボランティアから教わります。濡らしたティッシュで写真の汚れを丁寧に拭き取ります。



エコーンファミリー利用者のみなさんによる作業風景。カッターで丁寧にアルバムから写真を切り取ります。

また、福祉事業所の取組と並行して、ボランティアによる活動の拡大も予定しています。現在は、継続して活動する熟練の方に加えて、災害ボランティアセンターの運営にも参画した長野大学の学生ボランティアも参加して、できるだけ早く持ち主の元へお返しできるように活動を行っています。

今後は、長野市内に新たな活動拠点を獲得しながら、多くの皆さんに携わっていただける体制を整えています。復興期におけるボランティア活動の輪が広がるよう、「復興おもいで“おかえし”プロジェクト」が動き出しました。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和2年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 入院中の手術		65,000円	
	保険金 外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK19-12918 2020.2.10作成)

令和2年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
補償基本A型	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用B型	基本補償(A型) 保険料	
	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(SJK19-14131 2020.2.7作成)

長野県福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決

長野県福祉サービス運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に基づき、福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のため、長野県社会福祉協議会に第三者的機関として設置された委員会です。苦情の解決は、委員会に設置された苦情解決合議体が対応しています。

■苦情解決の対象となる福祉サービス

苦情解決の対象となる福祉サービスの範囲は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービスです。

■苦情解決の対象者（苦情の申出人）

上記の福祉サービスを提供する事業所の利用者やその家族などです。

■苦情解決の方法

苦情の受付

苦情相談があった場合、事務局が申出人の意向の確認を行いながら相談内容の要点をまとめ、苦情解決合議体に報告します。苦情の内容によっては、苦情解決合議体の指示のもと、事務局が対応する場合があります。委員会による第三者的な判断等を必要とせず、直接、当該苦情に係る福祉サービスを提供した事業者との話し合い等により解決することが適当であると認められる苦情については、申出人又は申出人及び事業者の双方に対して、当事者同士による適切な解決を勧めます。なお、対象外である苦情等については、適切な関係機関等を紹介します。

解決方法の検討

申出人の意向を尊重しつつ、解決のための方法（事情調査、申出人への助言、申出人と事業者との話し合い等による解決のあっせん、関係機関への通報など）を検討します。

事情調査

苦情の内容の事実確認を行う必要がある場合には、申出人及び事業者の双方の同意を得たうえで、事業者に対して事実確認や意見等を聴取します。

解決方法の決定

事情調査に基づき、申出人に対する助言、事業者に対する申し入れ等の要否及びその内容の検討をします。検討の結果、申出人と事業者との話し合いによる解決が適当と認められる場合は、双方に対し、苦情解決合議体が行うあっせんを紹介します。

あっせん

あっせんは社会福祉法施行規則に定めるところにより実施します。

結果の確認

不調に終わったものを除き、一定期間経過後、申出人及び事業者から、解決結果又は当該苦情に係る事項の改善結果などの報告を受け、確認します。



長野県社会福祉協議会事務所移転のお知らせ

長野県社会福祉総合センターの移転に伴い、令和3年2月22日(月)より長野保健福祉事務所庁舎内に移転します。

【新住所】

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1
TEL 026-228-4244(代表)(変更ありません)
※FAX番号の一部に変更があります。

まちづくりボランティアセンター 026-227-0137
まいさぼ信州長野 026-224-3800





地域の安全と里山の暮らしを伝える

雪かき道場



雪と共に暮らす鬼無里の冬

長野市鬼無里地区は、長野の特別豪雪地帯に指定されています。雪と共に暮らす鬼無里の日常には、雪が降れば家族総出の雪かきや地域住民間での屋根の雪下ろしの助け合いがあります。

しかし、地区内人口減少と高齢化(R2年60%)と核家族化が進み、自力での雪かきや近所における雪かきの助け合いも困難な現状となりました。長野市では冬季に、除雪困難世帯へむけた雪かきの支援体制として、住宅除雪支援員を任命し、(鬼無里地区でも46名)除雪作業に従事しています。しかし、日常的な雪かきには多くの人手が必要とされます。

雪かきのノウハウを実践で学ぶ「鬼無里雪かき道場」

鬼無里地区住民自治協議会の事務局長吉田廣子さんは、「雪は寒く冷たいなど厄介もの扱いされるばかりではなく、雪のある里山の暮らしの良さも大切にしていきたい」と、雪かき道場の取組を紹介してくれました。

平成27年より「雪かき道場in鬼無里」を開催し、雪かきのベテランや住宅除雪支援員への安全講習会と

鬼無里雪かき道場

令和3年 1月30日(土) 9:00~16:30

参加費 ... 1,000円 ※スキル-保険-職員代込
会場 ... 鬼無里活性化センター (長野市役所鬼無里支所併設)

定員 ... 20名
コース ... 雪下ろしコース
持ち物 ... マスク、雪かきコブネー(両面参照)、濡れた時の雑踏とタオル(大・小)

鬼無里地区住民自治協議会
026-256-2213 026-256-2212
e-mail: fureaikinasa@tkj.janix.jp

一般住民向けの講習会を開催しています。対象者によって難易度をかえ、雪かきの道具の説明や雪かきの具体的な方法を実践します。道場では、師範と呼ばれる地区のベテランがわかりやすく教え、徐々にスキルアップしていく仕組みになっています。一般向けの道場は、地域小中学校や全国から参加する雪かきボランティア向けに行います。雪かきのノウハウを学ぶばかりでなく、地元住民との交流会を通じ、仲間づくりと雪のある暮らしの楽しさも合わせて学ぶ機会になります。さらにSNSを活用し、鬼無里の暮らしを全国へ呼びかけ、今後の鬼無里の暮らしに目を向けるすそ野を広げています。

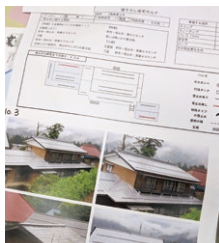
鬼無里流 雪下ろし10か条

- 一 体...いつもと変わったところはないかな?
- 二 雪...一歩の目や足元の高い日は、雪が積もれば足元が滑りやすくなるので、早く始まるのが望ましいです。
- 三 持ち物...除雪道具、携帯電話、現金等、など。
- 四 声掛け...お隣さんに、雪下ろしをするとき一言伝えておくといざという時に助かります!

雪下ろしを頼んでいるお宅へ...
「自宅屋根の状況を除雪してくる人に伝えよう」
...雪止めの有無、設置箇所、ハンコをかける場所など情報は多ければ多いほど助かります!
「排雪で埋まってしまう箇所を事前に伝えよう」
...プロパンガスや灯油タンクなどの位置は伝えよう。
落としたり雪かきで壊すのはとっても大変です!

雪国の暮らしに寄り添うこと

地域課題と里山資源をバランスよく活用する道場の取組は年間を通じて行われています。道場では、「鬼無里流雪下ろし10か条」を鬼無里の全家庭へ配布し、雪かきをする側も雪かきを頼む側も安全作業への呼びかけをおこなっています。雪のない時期には、安全な除雪作業を行うために、対象世帯の屋根の形状・足場や住宅周りの状況を記載した「除雪カルテ」を作成し雪に備えておきます。



除雪カルテ

雪かき道場 地方版

◆越後雪かき道場

新潟県中越地方の豪雪と過疎・高齢化に伴う担い手不足に対して、安全かつ効率よく取り組む知識や技を多くの担い手へ伝えるためにNPO法人中越防災フロンティアが企画。鬼無里の道場は、越後道場のノウハウを学び平成31年に暖簾分けとなりました。
<http://dojo.snow-rescue.net/>

◆雪ほりとうど塾

長野県飯山市で行われている雪かき講習会。「とうど(田人)」とは、昭和30年代まで飯山にあった、農作業等をお互いに助け合う風習のこと。今は、地域の中でいきいきと支え合い助け合う活動として活用。除雪ボランティア体験を通じて地域の高齢者等との交流、雪国の暮らしと風土を体感することで飯山をもう一つのふるさとに感じてもらう取り組みです。(社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会)

お問い合わせ先

鬼無里地区住民自治協議会 <https://fureaikinasa.jp/>
〒381-4302 長野市鬼無里日影2750-1(鬼無里支所内)

社会福祉 HERO'S

ウェブサイト「ひとりひとりが社会福祉HERO'S」から引用しています。
http://www.shafuku-heros.com/

福祉の現場で活躍する
ヒーローたちをご紹介します。



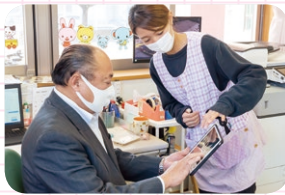
りんどう保育園の職員皆さん



webでも
ご覧になれます



普通の保育園の様子。



顔が写っていないかなど、何度もチェックします。



職員みんなで動画づくりに挑戦しました。



いろいろなこだわりを詰めて動画を作りました!是非ご覧ください。

県

社協では、令和2年11月「福祉のお仕事インスタPR動画大賞」を開催し、21チームが参加しました。福祉の仕事の魅力や職員として大切にしていること、意気込みなどをインスタグラムの動画にして発信するものです。この度大賞を受賞した公益財団法人鉄道弘済会長野保育園りんどう保育園にお話を伺いました。



応募作品はこちらからご覧いただけます。▶

Q 福祉のお仕事インスタPR動画大賞に参加したきっかけを教えてください。

A きっかけは、チラシを目にしたことです。以前から、園ではコロナ禍において登園自粛にご協力をいただいているご家庭に向けて、ホームページを通して、お家で楽しめるコンテンツとして歌や手遊び、絵本などを動画にして届けていました。その経験もあり、保育園での様子を届ける機会として、今回参加をさせていただきました。

Q コロナ禍以前から、ICTやSNSの導入には取り組んでいたのですか?

A 2019年の4月から、保育園ICT化補助金を受けてICT化を進めました。連絡帳やお便りなどは、連絡帳アプリを活用してご家庭とやり取りをしています。

Q ICTやSNSなどを活用するにあたって

大変だったことはありますか?

A やはり個人情報取り扱いです。写真は肖像権に配慮して、あらかじめご家庭に同意をいただいたり、絵本の読み聞かせの動画を作る際には、絵本の著作権にも配慮をして出版社に確認もしました。

また、紙媒体の連絡帳をICTへ切り替える際は、職員や家庭へのアシストが必要で、活用するための研修やマニュアル作成に力を入れました。

Q ICTを活用するメリットはありますか?

A なんとと言っても、情報発信のツールとしては、大変重宝します。例えば連絡帳も、園での様子をすぐに写真にしてお送りすることができ、仕事からの帰り道で読んでいただけたり、アプリを入れているご家族内で共有できます。保育園と家庭や家族間の情報共有をとてもスムーズに行うことができている。SNSも正しく活用できると、園でのにぎやかそうだったり楽しそうな情景が多くの方たちに見ていただけるので、これからの時代のニーズに合わせて活用していけるといっています。

ざわめくアート

『仮面ライダー』

クレヨン

作者: 斎藤 浩平(さいとう こうへい) 25歳
長野市在住



ギョロとした二つの目が見つめているものは何だろう。絵をよく見れば仮面ライダーである。『安心したまえ。私が君を守っている。』とでも言っているのかもしれない。子供のころの男の子はみんな正義の味方である仮面ライダーにあこがれていたけれど、大人になるにつれ興味は別に移っていった。しかし障がいのある人の表現活動にかかわっていると、作者のように大人になってもひたすら仮面ライダーを描いている人によく出会う。それは障がいがあるから、と短絡的に考えてはいけない。作者に限らず発達(知的)障がいのある人は、残念ながら自分が強くて何でもできる、と実感できる経験はずっと少ない。そして不安も強い。だからこそ自分を守ってくれる仮面ライダーは、作者にとっては守り神なのだろう。

(ながのアートミーティング 取材)

●ご感想、お問合せ、
掲載希望等は下記へ
お寄せください。

長野県社会福祉協議会
総務企画部 企画グループ
TEL 026-228-4244
FAX 026-228-0130
E-mail kikaku@nnsyakyu.or.jp

webでもご覧になれます

長野県社会福祉協議会 福祉・
介護べんり帖



長野県福祉研修
実施団体
きやりあねっと

信州福祉・
介護のひろば

